

市原市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案） の概要について

1 条例名

市原市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

2 条例改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が施行されることに伴い、市では「個人番号（マイナンバー）」を含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）を新たに保有することになります。

「個人番号」は、市原市個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）に定義する個人情報に該当することから、「特定個人情報」についても、条例の適用を受けることになります。

一方、番号法では、「特定個人情報」について、より厳格な保護措置を講じており、番号法の趣旨を踏まえて、「特定個人情報」の適正な取扱いが確保されるための必要な措置を講じるよう義務付けております。

ついては、「特定個人情報」に適正な保護措置を講じるため、条例において番号法と同等の規定を行うよう、所要の改正を行うものです。

3 条例改正の項目（※詳細は「条例改正案（新旧対照表）」をご覧ください。）

(1) 番号法との整合性を図るための条例改正

ア 特定個人情報及び情報提供等記録について定義する。（第2条関係）

・「**特定個人情報**〔個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報〕」の取扱いについて条例に規定するため、新たに定義規定を追加します。

・「**情報提供等記録**〔特定個人情報の提供における記録事項（情報照会者及び情報提供者の名称、提供日時、提供された特定個人情報の項目等）〕」の取扱いについて条例に規定するため、新たに定義規定を追加します。

イ 特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用の取扱いについて制限する。
(第9条関係)

番号法では、「特定個人情報」の目的外利用について、通常の個人情報よりも厳格に制限し、また、「情報提供等記録」については、目的外利用を一切禁止していることから、条例においても同様に規定します。

・「特定個人情報」の目的外利用については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限定します。

・「情報提供等記録」の目的外利用は禁止します。

ウ 特定個人情報及び情報提供等記録の提供の取扱いについては、番号法19条に定めるものを除き禁止する。(第9条関係)

番号法では、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を提供することができる場合を19条に列挙した場合に限定していることから、条例においても、番号法19条に定めるものを除き禁止します。

- ①個人番号利用事務を処理するために必要な限度で提供するとき
- ②個人番号関係事務を処理するために必要な限度で提供するとき
- ③本人が当該本人の特定個人情報を提供するとき
- ④機構が番号法14条2項の規定により機構保存本人確認情報を提供するとき
- ⑤委託又は事業の承継に伴い提供するとき
- ⑥住民基本台帳法の一定の規定により提供するとき
- ⑦政令に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して提供するとき
- ⑧地方税法に基づき国税連携、地方税連携により提供するとき
- ⑨条例に基づき同一地方公共団体内の機関間で提供するとき
- ⑩株式等振替制度において提供するとき
- ⑪番号法52条1項の規定により特定個人情報保護委員会に提供するとき
- ⑫国会法等に基づく審査若しくは調査、訴訟手続等、その他一定の公益上の必要があるとき
- ⑬人の生命、身体又は財産の保護のため提供するとき
- ⑭特定個人情報保護委員会規則に基づき提供するとき

エ 特定個人情報及び情報提供等記録の利用停止請求をできる事由について、番号法と同様に規定する。(第15条関係)

番号法では、通常の個人情報に係る利用停止請求の事由に加え、「特定個人情報」について、さらに利用停止請求ができる事由を定めているため、条例においても同様に規定します。

また、番号法では、「情報提供等記録」については、情報提供ネットワークシステム上で自動的に保存されるものであり、利用制限に違反する取扱いが想定されないことから、利用停止請求を認めていないため、条例においても同様に規定します。

・「特定個人情報」については、次の①～④の場合も**利用停止請求**を認めるものとします。

- ①利用制限規制に対する違反
- ②収集制限・保管制限規制に対する違反
- ③ファイル作成制限規制に対する違反
- ④提供制限規制に対する違反

・「**情報提供等記録**」については、**利用停止請求**を認めません。

オ 特定個人情報及び情報提供等記録の開示について、他の法令等で同一の開示が認められる場合であっても、重複して開示請求を認めることを規定する。

(第28条関係)

番号制度では、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト（マイナポータル）を通して、自己の個人情報を閲覧できるようになり、マイナポータルによる開示の方が利便性が高いことが想定されるため、番号法では、他の法令等で同一の開示が認められる場合であっても、マイナポータルによる開示を認めています。

そのため、条例においても、他の法令等との開示の調整を行わず、開示請求の重複を認めることとします。

・「特定個人情報」及び「情報提供等記録」については、他の法令等による開示の実施との調整は規定しないものとします。

カ 情報提供等記録を訂正した場合の通知先を規定する。(第17条関係)

「情報提供等記録」については、情報照会者、情報提供者、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものです。

このことから、番号法では、情報提供等記録を訂正した場合、その内容をそれぞれに通知しなければならないと規定していることから、条例においても同様に規定します。

・「**情報提供等記録**」の訂正については、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対して通知を行うよう規定します。

(2) 特定個人情報保護評価の実施に係る条例改正

ア 市原市個人情報保護審査会の所掌事項を追加する。(第22条関係)

番号法では、地方公共団体が特定個人情報を保有して事務を行う場合は、特定個人情報の保護措置を適正に講じているかを確認するため、特定個人情報保護評価の実施を義務付けています。

特定個人情報保護評価は、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき実施し、評価の一部については、学識経験を有する第三者で構成された機関に意見を聴くこと（特定個人情報保護評価書の第三者点検）が義務付けられています。

このため、特定個人情報保護評価における評価書の第三者点検について、市原市個人情報保護審査会の所掌とすることを明確にするため、当審査会の所掌事項の規定を改正します。

・現行条例では、**市原市個人情報保護審査会の所掌事項**として、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項の諮問審議」を規定しており、この範囲で当審査会に第三者点検を諮問することが可能ですが、より明確化を図るため、当審査会の所掌事項に特定個人情報保護評価書の第三者点検の事項を追加します。

4 条例の施行期日

平成27年10月1日